



# 茨城県報

第 8 5 1 号

平成 9 年 5 月 1 日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

	ページ
●使用料の徴収事務の委託（社会福祉課）	1
●救急医療協力病院の指定（医療整備課）	2
●救急医療協力病院及び診療所の指定取り消し（ " ）	2
●老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーションの所在地の変更（健康増進課）	2
●定款変更の認可（3件）（農地管理課）	3
●国土調査法に規定する調査の実施（農地計画課）	3
●道路の区域の変更（2件）（道路維持課）	3
●道路の供用の開始（2件）（ " ）	4
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課）	5
●土地改良事業の認可（6件）（土地改良事務所）	5
●換地処分の届出（ " ）	5

### 公 告

●県営土地改良事業計画（農地管理課）	6
（ 教 育 委 員 会 ）	
●落札者等の公示	7
（ 地 方 労 働 委 員 会 ）	
●あっせん員候補者の公示について	7

### 訓 令

（ 教 育 委 員 会 ）

●茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	9
-------------------------	---

## 告 示

### 茨城県告示第 4 9 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり茨城県総合福祉会館に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成 9 年 5 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

社会福祉法人 茨城県文化福祉事業団

2 委託に係る使用料

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 3 年茨城県条例第 3 0 号）に基づく使用料

3 委託期間

平成 9 年 4 月 1 日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日

## 茨城県告示第500号

次の救急医療協力病院については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申し出があったので、同規則第3条第1項の規定により救急協力病院に指定する。

平成9年5月1日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
大 橋 病 院	水戸市見川町2131の1560

## 茨城県告示第501号

次の救急医療協力病院については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成9年5月1日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人大橋病院	水戸市松本町1番3号

## 茨城県告示第502号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の17の6及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条の9の規定により、次のとおり変更届があったので、老人保健法第46条の17の9第2号及び健康保険法第44条の12第2号の規定により告示する。

平成9年5月1日

茨城県知事 橋 本 昌

## 記

変 更 年 月 日	指 定 老 人 訪 問 看 護 事 業 者 及 び 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	旧 新 の 別	老 人 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 及 び 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン の 名 称 及 び 所 在 地
平成9年4月1日	茨城県厚生農業協同組合連合会  水戸市梅香1丁目1番4号	旧	厚生連土浦訪問看護ステーション 土浦市真鍋新町9番35
		新	厚生連土浦訪問看護ステーション 土浦市真鍋新町2番19

**茨城県告示第 5 0 3 号**

平成 9 年 3 月 3 1 日付けで、西総土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 2 項の規定により平成 9 年 4 月 2 2 日認可した。

平成 9 年 5 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

**茨城県告示第 5 0 4 号**

平成 8 年 1 2 月 2 6 日付けで、山川沼土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 2 項の規定により平成 9 年 4 月 2 3 日認可した。

平成 9 年 5 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

**茨城県告示第 5 0 5 号**

平成 9 年 4 月 8 日付けで、新利根川土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 2 項の規定により平成 9 年 4 月 2 3 日認可した。

平成 9 年 5 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

**茨城県告示第 5 0 6 号**

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する調査を次のとおり実施する。

平成 9 年 5 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 国土調査として指定された年月日

平成 9 年 4 月 1 4 日

2 調査を実施する者の名称

茨城県

3 調査区域

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 2 7 条第 2 項の規定により、建設大臣の刊行した 5 万分の 1 地形図の次の図幅内の地域

「埜（茨城県の区域に限る。）」、「水戸（茨城県の区域に限る。）」

4 調査期間

この告示の日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日まで

**茨城県告示第 5 0 7 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 9 年 5 月 1 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 9 年 5 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類

県道

## 2 路線名

結城岩井線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町大字菅谷字宿南685番地先から	旧	メートル 最大 15.8	メートル 187	
		最小 10.2		
結城郡八千代町大字菅谷字新田山1052番2地先まで	新	最大 13.7 最小 10.2	187	切り回し道路 撤 去

## 茨城県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年5月1日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 美浦栄線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市半田町字桜田1401番地先から 稲敷郡河内町大字竜ヶ崎町歩字一ノ割1番1地先まで	旧	メートル 最大 30.0	メートル 10982	
		最小 4.0		
竜ヶ崎市半田町字桜田1401番地先から 稲敷郡河内町大字竜ヶ崎町歩字一ノ割1番1地先まで	新	最大 30.0 最小 4.0	10982	バイパス 新 設
		竜ヶ崎市八代町字稲塚3879番地先から 北相馬郡利根町大字加納新田字中野原2846番地先まで	最大 315.0 最小 24.3	

## 茨城県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成9年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年5月1日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 路 線 名 県道額田南郷田彦線

2 供用開始の区間 那珂郡那珂町大字額田南郷1676番3地先から  
那珂郡那珂町大字堤654番12地先まで

## 3 供用開始の期間 平成9年5月1日

茨城県告示第510号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成9年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年5月1日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道島並鉾田線
- 2 供用開始の区間 行方郡北浦村大字小幡字観音沖1392番10地先から  
行方郡北浦村大字小幡字観音沖1711番地先まで
- 3 供用開始の期間 平成9年5月1日

茨城県告示第511号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、那珂町竹ノ内土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成9年5月1日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 理事を退任した者

氏 名	住 所
片 岡 定	那珂郡那珂町大字菅谷2580番地の7

茨城県告示第512号

平成9年1月23日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった南下地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成9年4月17日認可した。

平成9年5月1日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第513号

平成9年1月23日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった曾根地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成9年4月17日認可した。

平成9年5月1日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第514号

平成9年1月23日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった立木第3地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成9年4月17日認可した。

平成9年5月1日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

**茨城県告示第515号**

平成9年1月31日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった七軒家地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成9年4月17日認可した。

平成9年5月1日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

**茨城県告示第516号**

平成9年2月21日付けで美野里町長、石岡市長、八郷町長、小川町長、千代田町長、玉里村長、茨城町長、岩間町長、玉造町長及び銚町長から認可申請のあった石岡台地地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成9年4月14日認可した。

平成9年5月1日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

**茨城県告示第517号**

平成9年2月13日付けで東町から申請のあった新利根川沿岸地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成9年4月15日認可した。

平成9年5月1日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

**茨城県告示第518号**

平成9年3月31日付け土土改指令第4号で認可した沢辺地区の更正換地計画については、新治村沢辺土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成9年5月1日

茨城県土浦土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

---

**公 告**

---

**◎県営土地改良事業計画**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営菅原地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成9年5月1日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
県営菅原地区土地改良事業（かんがい排水事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成9年5月6日から平成9年6月2日まで
- 3 縦覧場所  
水海道市役所

(教 育 委 員 会)

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成 9 年 5 月 1 日

ミュージアムパーク茨城県自然博物館長 中 川 志 郎

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事由

①ミュージアムパーク茨城県自然博物館館内清掃業務 ②ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理課 岩井市大崎 7 0 0 番地 ③平成 9 年 3 月 2 8 日 ④二幸産業株式会社 東京都新宿区西新宿 1 - 2 5 - 1 新宿センタービル 3 6 階 ⑤ 4 0 , 9 5 0 , 0 0 0 円 ⑥一般競争入札 ⑦平成 9 年 2 月 1 3 日 ⑧最低価格

~~~~~  
(地 方 労 働 委 員 会)

◎あっせん員候補者の公示について

茨城県地方労働委員会は労働関係調整法(昭和 2 1 年法律第 2 5 号)第 1 0 条の規定によるあっせん員候補者を、労働委員会規則(昭和 2 4 年中央労働委員会規則第 1 号)第 6 8 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 9 年 5 月 1 日

茨城県地方労働委員会会長 山 本 吉 人

| 氏 名     | 現 職 及 び 前 職                       | 住 所 及 び 電 話 番 号                                          | 委 嘱 年 月 日  |
|---------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------|------------|
| 山 本 吉 人 | 茨城大学名誉教授<br>法政大学教授<br>県地労委公益委員    | 〒 311-41<br>水戸市赤塚 1 - 406 - 3<br>☎ 03 (3375) 8976 (自宅)   | S 40. 3. 1 |
| 黒 澤 克   | 弁 護 士<br>県地労委公益委員                 | 〒 310<br>水戸市五軒町 1 - 5 - 10<br>☎ 029 (231) 4959 (事務所)     | S 48.12.20 |
| 片 桐 章 典 | 弁 護 士<br>県地労委公益委員                 | 〒 313<br>常陸太田市木崎一町 2051<br>☎ 029 (231) 2940 (事務所)        | S 55.10.17 |
| 野 阪 滋 男 | 茨城大学教授<br>県地労委公益委員                | 〒 310<br>水戸市城南 2 - 4 - 31 - 101<br>☎ 03 (3955) 4325 (自宅) | S 56. 2.19 |
| 益 子 房 雄 | 元県商工労働部次長<br>県地労委公益委員             | 〒 310<br>水戸市千波町 127 - 6<br>☎ 029 (241) 2700 (自宅)         | H 8.12. 2  |
| 清 水 東   | 日立製作所労組<br>那珂支部執行委員長<br>県地労委労働者委員 | 〒 312<br>ひたちなか市馬渡 2897 - 13<br>☎ 029 (272) 2943 (労組)     | H 4.12. 1  |

| 氏 名     | 現 職 及 び 前 職                                                       | 住 所 及 び 電 話 番 号                                                | 委 嘱 年 月 日  |
|---------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------|
| 木 村 克 身 | 関 東 鉄 道 労 働 組 合<br>執 行 委 員 長<br>県 地 労 委 労 働 者 委 員                 | 〒 315<br>石 岡 市 府 中 5 - 9 - 7<br>☎ 0299 (22) 4108 (労 組)         | H 6.12. 1  |
| 高 村 仁   | ゼ ン セ ン 同 盟<br>茨 城 支 部 長<br>県 地 労 委 労 働 者 委 員                     | 〒 310<br>水 戸 市 笠 原 町 1117<br>☎ 029 (227) 2962 (労 組)            | H 8.12. 2  |
| 上 村 順 一 | 日 本 労 働 組 合 総 連 合 会<br>茨 城 県 連 合 会 副 事 務 局 長<br>県 地 労 委 労 働 者 委 員 | 〒 314<br>鹿 嶋 市 宮 中 813 - 2<br>☎ 029 (231) 2020 (労 組)           | H 8.12. 2  |
| 山 口 繁 雄 | 合 化 労 連 茨 城 地 区<br>協 議 会 事 務 局 長<br>県 地 労 委 労 働 者 委 員             | 〒 300<br>土 浦 市 烏 山 5 - 1878 - 28<br>☎ 0298 (32) 5000 (労 組)     | H 8.12. 2  |
| 川 村 俊 彦 | 日 立 埠 頭 (株)<br>代 表 取 締 役 社 長<br>県 地 労 委 使 用 者 委 員                 | 〒 312<br>ひ たち な か 市 東 石 川 1 - 15 - 4<br>☎ 0294 (53) 4111 (会 社) | S 63. 7.21 |
| 野 口 芳 男 | (株) 茨 城 県 経 営 者 協 会<br>専 務 理 事<br>県 地 労 委 使 用 者 委 員               | 〒 310<br>水 戸 市 見 和 2 - 511 - 12<br>☎ 029 (221) 5301 (協 会)      | S 63.12. 1 |
| 辺 津 守 男 | 鹿 島 運 輸 (株)<br>代 表 取 締 役 社 長<br>県 地 労 委 使 用 者 委 員                 | 〒 314<br>鹿 嶋 市 平 井 1360 - 14 平 井 社 宅<br>☎ 0299 (84) 1111 (会 社) | H 5. 2.18  |
| 大 久 保 寛 | 茨 城 交 通 (株)<br>常 務 取 締 役<br>県 地 労 委 使 用 者 委 員                     | 〒 310<br>水 戸 市 五 軒 町 3 - 3 - 31<br>☎ 029 (251) 2331 (会 社)      | H 6.12. 1  |
| 川 又 諭   | (株) 日 立 製 作 所<br>日 立 工 場 副 工 場 長<br>県 地 労 委 使 用 者 委 員             | 〒 312<br>ひ たち な か 市 中 根 3600 - 581<br>☎ 0294 (21) 1111 (会 社)   | H 8. 4.18  |
| 役 重 道 明 | (株) 日 立 ラ イ フ<br>代 表 取 締 役 社 長<br>前 県 地 労 委 使 用 者 委 員             | 〒 317<br>日 立 市 旭 町 3 - 15 - 5 - 704<br>☎ 0294 (21) 4111 (会 社)  | H 4. 8.20  |
| 高 野 政 夫 | 日 本 労 働 組 合 総 連 合 会<br>茨 城 県 連 合 会 顧 問<br>前 県 地 労 委 労 働 者 委 員     | 〒 315<br>石 岡 市 東 石 岡 4 - 6 - 14<br>☎ 029 (231) 2020 (労 組)      | H 8.12. 2  |
| 渋 佐 幸 重 | 県 地 労 委 事 務 局 長                                                   | ☎ 029 (224) 8308 (事 務 局)                                       | H 9. 4.17  |
| 鶴 田 廣 一 | 同 次 長                                                             | 同 上                                                            | H 9. 4.17  |
| 山 崎 和 夫 | 同 総 務 調 整 課 長                                                     | 同 上                                                            | H 8. 4.18  |
| 萩 谷 俊 明 | 同 審 査 課 長                                                         | 同 上                                                            | H 9. 4.17  |



(注) 委嘱年月日は、当初の委嘱年月日である。

**訓 令**

( 教 育 委 員 会 )

茨城県教育委員会訓令第 4 号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 9 年 5 月 1 日

茨城県教育委員会委員長 野 中 邦 子

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程 (昭和 4 2 年茨城県教育委員会訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

|           |                                  |             |
|-----------|----------------------------------|-------------|
| 石岡商高一般用住宅 | 石岡市旭台 1 丁目 3 9 2 6 番地の 3 1       | 県立石岡商業高等学校長 |
| 江戸崎高一般用住宅 | 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字法蓮坊甲<br>4 2 6 番地の 7 | 県立江戸崎高等学校長  |
| 江戸崎高一般用住宅 | 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字外浦<br>4 5 8 番地の 3 6 | 県立江戸崎高等学校長  |

」を

|           |                            |             |
|-----------|----------------------------|-------------|
| 石岡商高一般用住宅 | 石岡市旭台 1 丁目 3 9 2 6 番地の 3 1 | 県立石岡商業高等学校長 |
|-----------|----------------------------|-------------|

」に

改める。

付 則

この訓令は公布の日から施行する。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は線下発行 (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)